

協議項目 6 「議会の議員の定数及び任期の 取扱いに関すること」

協議項目 6 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 1 5 年 8 月 2 7 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

議会の議員の定数及び任期の取扱い

- 1 大胡町、宮城村及び粕川村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項の規定を適用し、前橋市の議会の議員の残任期間に限り、前橋市の議会の議員として引き続き在任する。
- 2 前橋市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、4 6 人とし、公職選挙法第 1 5 条第 6 項及び公職選挙法施行令第 9 条の規定を適用し、合併前の前橋市の選挙区のほかに、合併前の大胡町、宮城村及び粕川村の区域ごとに選挙区を設け、当該選挙区における議会の議員の定数は、次のとおりとする。
 - (1) 大胡選挙区 5 人
 - (2) 宮城選挙区 2 人
 - (3) 粕川選挙区 3 人

1 定数、任期等

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
条例定数 36人 任期 平成13年2月23日～ 平成17年2月22日 議員1人当たりの住民数 7,893人	条例定数 18人 任期 平成15年5月1日～ 平成19年4月30日 議員1人当たりの住民数 915人	条例定数 16人 任期 平成15年4月30日～ 平成19年4月29日 議員1人当たりの住民数 521人	条例定数 18人 任期 平成12年12月8日～ 平成16年12月7日 議員1人当たりの住民数 640人
市町村議会の議員の法定数（地方自治法第91条第2項） 人口5千以上1万人未満の町村 18人 人口1万人以上2万人未満の町村 22人 人口20万人以上30万人未満の市 38人 人口30万人以上50万人未満の市 46人			

2 財政効果

区 分	10年間の経費	財政効果	備 考
合併しない場合 88人	6,657,833千円	-	
合併特例法等を適用しない場合 36人 (原則)	4,420,431千円	2,237,402千円	
在任特例3か月後に条例定数を変更し選挙 区を設ける場合 46人 (公職選挙法の特例措置)	5,020,863千円	1,636,970千円	4年間、定数の上限46人に条例を改正した場合

平成15年4月1日現在の報酬、共済費及び政務調査費により算出。

議案第 3 1 号参考資料

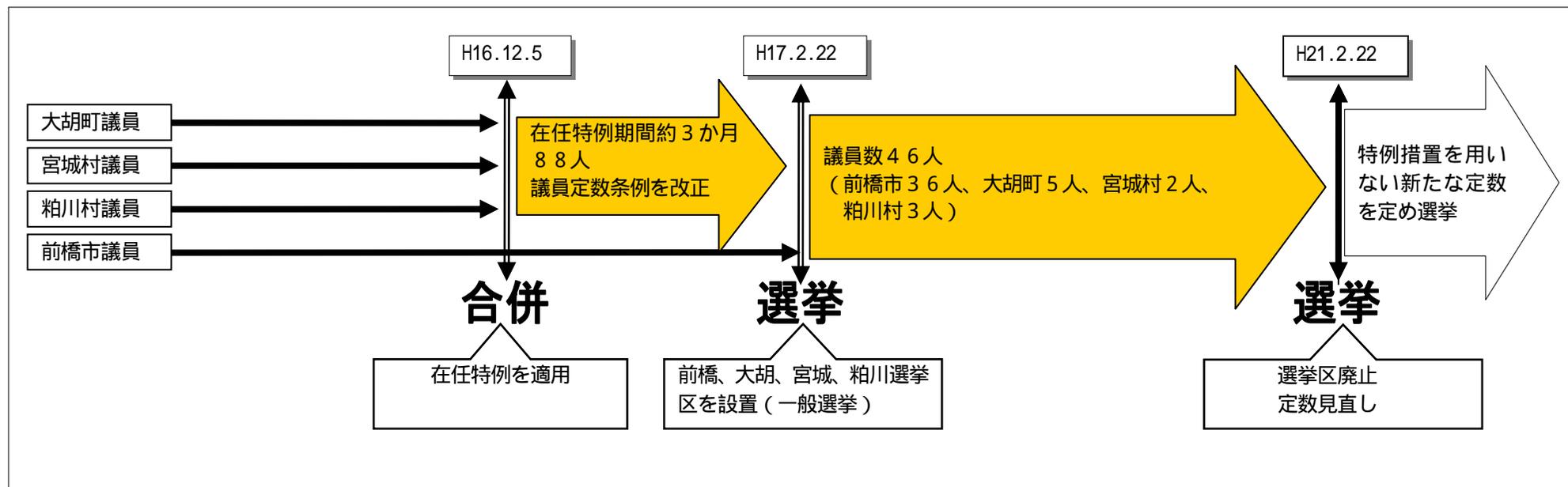
3 先進地事例

つくば市	福山市	呉市	新発田市
在任特例を適用 在任期間 1 年 7 月 議員数 5 1 人 (つくば市 3 5 人、荃崎町 1 6 人)	定数特例を適用 特例期間 1 年 3 月 議員数 4 0 人 (福山市 3 8 人、新市町 2 人)	定数特例を適用 特例期間 4 年 (1) 議員数 3 5 人 (呉市 3 4 人、下蒲刈町 1 人)	在任特例を適用 在任期間 2 年 (2) 議員数 4 8 人 (新発田市 3 0 人、豊浦町 1 8 人)

- 1 呉市と下蒲刈町の議員任期は同じで、平成 1 5 年 4 月 1 日の合併から 4 月末の統一地方選挙まで、下蒲刈町の議員が不在となった。
- 2 新発田市及び豊浦町の議員の任期と合併期日の関係で、4 年近い在任期間の特例が適用されることになるため、議員間の申し合わせ事項として、例外的に 2 年間の延長となった。

新居浜市 (平成 1 5 年 4 月 1 日合併)
 在任特例と定数特例を適用
 ・在任特例 (在任期間 1 か月)
 議員数 4 2 人
 (新居浜市 3 4 人、別子山村 8 人)
 ・定数特例 (特例期間 4 年)
 議員数 3 5 人
 (新居浜市 3 4 人、別子山村 1 人)

4 在任特例と条例定数を変更し一般選挙を行う場合



手 順	定 数	任 期 等	備 考
<ul style="list-style-type: none"> 大胡町、宮城村、粕川村の議会の議員は、前橋市の議会の議員の残任期間（平成17年2月22日まで）に限り、在任する。 条例定数を変更する。上限の46人まで増加する。 合併による激変緩和に考慮し、大胡町、宮城村、粕川村選挙区を設け平成17年2月の一般選挙を実施する（選挙区の定数を人口に応じて割り振る）。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年2月まで88人 平成17年2月以降46人（前橋市36人、大胡町5人、宮城村2人、粕川村3人） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年2月22日 定数88人：3か月間 平成21年2月22日 定数46人：4年間 	次の選挙では、選挙区の廃止及び定数の見直しが必要となる。

議案第31号参考資料

地方自治法

- 第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。
- 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。
- 九 人口30万以上50万未満の市 46人
- 3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなった市町村においては、その超えることとなった日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもって定数とする。
- 4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- 5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があった市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

公職選挙法施行令

(人口に比例しない議員の定数)

- 第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。